

太田市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更する処分をしたので、同条第2項の規定により告示する。なお、当該処分の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成30年10月5日

太田市長 清水 聖



変更調書

町	地番
出塚町	560の1、561、562

上記区域（同区域に隣接する道路である市有地の全部を含む。）を粕川町に変更する。